5．技術の開発に関する事項

⑴　技術の開発・普及

漁港や漁場の整備に関する施策などを着実に推進するため、Ⅰの「漁港漁場整備事業の推進に関する基本的な方向」に従い、研究機関などとの連携を図りつつ、安全で高鮮度な水産物を安定的に供給するための漁港における品質・衛生管理技術、海水温上昇などの気候変動に対応するための藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造技術、海域の基礎生産力の増大などを目的とした沖合域での漁場開発技術、地震・津波などの災害発生後の漁業の継続や早期回復を図るための防災・減災技術、漁港施設などの既存ストックを最大限に活用するための維持保全技術、ＩＣＴの活用による漁港施設や漁場の高度な管理技術など、優先して取り組む技術課題を定め、現場における効果の検証を行いつつ、計画的に技術の開発と普及を図る。さらに、漁港や漁場の整備に係る技術者の育成を図り、その知識の高度化を進めていく。

⑵　リサイクルの推進

建設工事における廃棄物の３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）を図るとともに、しゅんせつ土、間伐材や水産系副産物の活用を推進することにより、例えば、水産資源の生育環境の改善に効果が認められる貝殻などの水産系副産物の有効利用を図るなど、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目指していく。

6．国民に開かれた事業制度に関する事項

⑴　事業評価、政策評価の充実

事業の計画から実施の過程に到るまで透明性及び客観性を確保し、より効率的、効果的な事業の執行を図るため、事業評価を実施していくなど、社会経済情勢の変化に対応した透明性の高い効率的な政策の実施、行政の説明責任の徹底、行政に対する国民の信頼性の向上に資するため、政策評価を実施していくこととし、事業評価や政策評価の実施に当たっては、国民に具体的で分かりやすい成果の提示に努める。

また、ホームページなど国民が容易に公表内容を入手できる方法を活用して、各地での意欲のある取組の事例などの情報提供に努めていく。

⑵　住民参加型の事業への展開

国民の価値観の多様化や行政の透明性・公平性の確保の観点から、広く住民からの意見を聴取する機会を設けるなど、当該意見を反映した計画の策定に努めていく。

7．民間活力の導入に関する事項

漁港は、水産物の流通形態の多様化への対応や海洋性レクリエーション需要を踏まえた余暇空間の提供という機能が求められている。このことを踏まえ、漁港の効率的な整備や管理・運営が推進されるよう、行政財産の貸付制度や一定の条件の下公共施設用地において民間事業者による漁港施設の設置を可能とする制度の活用、地域の活性化に資するよう交流の促進を図るための施設、プレジャーボートの適切な受入れを行うなど既存の漁港施設の有効利用などによる漁港施設の積極的活用や指定管理者制度、ＰＦＩ（民間資金等活用事業）の導入など、漁港漁場整備事業と民間事業との連携が円滑に図られる環境を整備していく。

Ⅲ．漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項

1．漁港漁場施設などの設計に関する事項

漁港漁場整備事業の施行に当たっては、漁港漁場施設などの設計における合理性、客観性及び説明責任の確保が求められており、それぞれの漁港漁場施設などの目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき能力である「性能」（以下「要求性能」という。）を明確にし、性能規定化に対応した設計を推進するとともに、現場条件に適合した地震力や海域環境を考慮した流体力の算定手法などを改善することにより、より的確で合理性の高い照査の確立に努めていく。その際、個々の漁港漁場施設などの要求性能の達成に加え、それらの総合体である漁港及び漁場が一体的に機能を発揮できるように施設の構造、配置などについて配慮するものとする。

⑴　漁港漁場施設などの設計の基本的な考え方

漁港漁場施設などは、地形、海象、水質、対象生物などの自然条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の経済的・社会的条件、施設の設置箇所やその周辺の地域の自然環境、漁場環境及び生活環境に及ぼす影響、工事や施設の維持管理に係る経済性、水産物の的確な品質・衛生管理、漁村の生活環境の整備との一体性を考慮して、施設の目的及び要求性能を満足するよう設計するものとする。

⑵　漁港漁場施設の目的及び要求性能に関する事項

次の各号に掲げる漁港漁場施設にあっては、漁港漁場施設を設置する目的とその目的を達成するための要求性能について、当該各号に掲げる指針に適合するよう定める。

ア　外郭施設

漁港区域内の係留施設、水域施設、機能施設などを波、漂砂、潮汐、河川流、風などによる悪影響から防護し、漁船の安全及び円滑な漁港利用を確保することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

イ　係留施設

漁船を係留又は船揚げして、水産物の陸揚げ、漁業生産用資材の積卸し作業、漁船員の乗降、漁船の安全確保などを効率的に行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ウ　水域施設

漁船が安全に航行、係留、錨泊などを行うことを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。また、水域施設を利用する漁船などの船舶の船型・隻数、係留施設や漁港の区域内の水域の利用状況を考慮して、当該水域施設を安全かつ円滑に利用するため適切なものとするとともに、土砂の堆積により水域施設の機能が低下するおそれのあるときは、これを防止する措置を講じるものとする。

エ　輸送施設

水産物、漁業用資材などの漁港への搬入・搬出及び漁港内での移動並びにこれらに付随する作業の利便性及び安全性を確保することを目的とし、漁港やその周辺の地域における交通の状況、水産物及び漁業用資材の輸送量・輸送手段を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

オ　漁港施設用地

漁港施設用地を敷地とする漁港施設の機能を十分発揮させることを目的とし、対象用地の用途に応じて、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

カ　荷さばき所

水産物の陸揚げから出荷までの一連の作業を安全かつ効率的に行うことを目的とし、漁獲物の量・種類や取扱い形態などによる荷さばき所の利用状況、野積場や製氷冷蔵施設などの関連施設との一体性を考慮して、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

キ　漁港浄化施設

漁港内で発生する水産関連排水の処理又は陸揚げから出荷までの工程で使用される用水を供給することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。

ク　漁港環境整備施設

広場、植栽、休憩所などを配置することにより漁港就労者の環境改善、安全性の向上、防災力強化などに資することを目的とし、その目的を達成するために十分な機能を有するものとする。